

## 臨海部広域斎場組合火葬炉設備整備予定者選定プロポーザル実施要領

令和6年 9月6日

### (目的)

本要領は、臨海部広域斎場組合において、施設を増築するにあたり、特殊性の高い火葬炉設備について、整備を行う予定の者（以下「整備予定者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、その手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (一般事項)

#### 1 事業概要

##### (1) 対象事業

臨海部広域斎場組合増築施設工事に伴う火葬炉設備整備及び増築施設建築の設計支援業務

##### (2) 事業場所

東京都大田区東海一丁目3番1号

##### (3) 事業の予定

火葬炉棟建築の設計支援業務 令和6年～令和7年（予定）

火葬炉設備整備工事 令和10年～令和11年（予定）

#### 2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

#### 3 参加形態

単体参加とする。

#### 4 スケジュール

##### (1) 公告

令和6年9月6日（金）

##### (2) 質問締切

令和6年9月13日（金）

##### (3) 質問回答

令和6年9月20日（金）

##### (4) 参加表明書提出締切

令和6年9月27日（金）

(5) 技術提案書等提出締切

令和6年11月22日(金)

(6) ヒアリング(審査)

令和6年12月中旬(予定)

(7) 整備予定者通知

令和6年12月下旬

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区(以下「5区」という。)または、東京都のいずれかに業者登録しており、以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、5区または東京都が行う競争入札への参加を禁止されていない者
- (2) 5区における競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にない者
- (4) 5区における競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 建設業法に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者
- (6) 東京都競争入札参加資格で焼却設備の登録がある者
- (7) 火葬炉設備設置工事において十分な実績がある者
- (8) プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 6 手続等

(1) 窓口

臨海部広域斎場組合事務局

所在地 : 〒143-0001 東京都大田区東海一丁目3番1号

電話 : 03-5755-2835

電子メール : kanril@rinkaisaijo.or.jp

(2) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び添付資料等(以下「参加表明書等」

という。)を提出すること。なお、提出書類の作成にあたり、臨海部広域斎場組合火葬炉設備整備予定者選定プロポーザル提出書類等作成要領(以下「作成要領」という。)を参照すること。

① 提出期限

令和6年9月27日(金)

② 提出場所

臨海部広域斎場組合事務局

③ 提出書類

1) 参加表明書【火表一様式第1号】

2) 会社概要(自由様式)

3) 納入実績【火表一様式第2号】

④ 提出部数

正本1部、副本(正本の写し)10部の合計11部

⑤ 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く平日の9時から17時まで(正午から13時までの時間を除く)とする。郵送の場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前連絡をいれ、臨海部広域斎場組合から指定された日時に持参すること。

⑥ その他

参加表明書等の提出により、参加資格の要件が満たされていると確認された者に対し、技術提案に用いる整理番号と技術提案の提出依頼を令和6年10月4日(金)までに臨海部広域斎場組合事務局から通知する。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案の提出依頼を受けた者は、以下により技術提案書及び設備計算書等(以下「技術提案書等」という。)を提出すること。また、提出書類には整理番号を記載すること。なお、技術提案書等の作成にあたり、臨海部広域斎場組合火葬炉設備基本仕様書及び作成要領を参照すること。

① 提出期限

令和6年11月22日(金)15時

② 提出場所

臨海部広域斎場組合事務局

③ 提出書類

作成要領の「3 技術提案(二次審査)の記入方法等」、及び「4 技術提案書(二次審査)の提出書類」に記載する書類。

#### ④ 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）9部の合計10部

提出書類データ 1式（電子媒体は原則としてDVD-Rとする）

※副本には会社名は記載しないこと。

※提出書類データについては、Word、Excel形式等、及びPDF形式とし、いずれの場合もテキスト等が抽出できること。収録内容はこの技術提案等のほか、参加表明書等についても収録すること。

#### ⑤ 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く）とする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前連絡をいれ、臨海部広域斎場組合事務局から指定された日時に持参すること。

#### (4) 注意事項

- ① 提出された参加表明書等や技術提案書等については、訂正、変更及び資料の追加等は、臨海部広域斎場組合からの依頼または合意のあったもの以外は一切認めない。
- ② 提出書類に不備があった場合や参加資格を満たさなくなった場合は、その後の審査は行わない。

#### (5) 質問等

- ① 質問は、質問書【火表一様式第3号】による。
- ② 質問書は、令和6年9月13日（金）17時までに臨海部広域斎場組合に提出する。提出は、電子メールとし、電話にて到達確認を行うこと。
- ③ 回答は、回答書により、令和6年9月20日（金）に担当者へメールにて返答する。
- ④ 審査に関する事項や他参加者の状況、その他技術提案の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

### 7 選定方法

#### (1) 審査方法

審査は、臨海部広域斎場組合火葬炉設備整備予定者選定に係る審査委員会（以下「選定委員会」という。）が行うこととし、原則として非公開とする。

#### (2) 失格事項

次の項目に該当した技術提案者は失格となる場合がある。

- ① 技術提案書等に虚偽の記載がある場合。

- ② 技術提案書等の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合。
- ③ 特定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。特に、選定期間において臨海部広域斎場組合及び選定委員の関係者に対して、本プロポーザルに関する営業活動と見なすことのできる行為等を行った場合。
- ④ 定められた以外の方法で委員または関係者に連絡を求めた場合。
- ⑤ その他、臨海部広域斎場組合火葬炉設備選定プロポーザル実施要領等に違反した場合。

### (3) 選定結果の通知及び公表

技術提案書等の提出者には、結果に関わらず通知する。

なお、選定結果について質疑、異議は受け付けない。

## 8 その他

### (1) 整備予定者との設計支援業務委託契約

- ① 整備予定者は、臨海部広域斎場組合が別途発注する臨海部広域斎場組合増築施設基本・実施設計（仮称）に対して、設計支援を行うための業務委託契約を締結し火葬炉設備に関する設計支援業務等を行う。
- ② 整備予定者による設計支援業務は技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、臨海部広域斎場組合及び増築施設の設計者との協議に基づいて行うものとする。
- ③ 火葬炉設備の引渡後も設備全体が所定の性能を維持できるように、技術や情報の提供等を行うとともに、誠意をもって火葬炉性能の維持に努め適切な協力体制を維持すること。

### (2) 整備予定者との工事請負契約

- ① 整備予定者に対する工事内容の詳細について協議の上、予算の成立後を条件とし、見積書の提出を経て、契約を締結する。
- ② 増築棟建物の設計業務支援における協議において技術提案書等より機能増がなければ工事請負契約を行う際の見積額は、技術提案書等に記載された火葬炉設備工事概算参考見積額を下回らなければならない。ただし、設計支援業務委託期間に発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。

### (3) 提出書類等の取扱等

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類は、選定以外の目的で無断使用しない。
- ③ 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、臨海部広域斎場組合が必要と認める場合（増築施設建物に係る基本設計等の基礎資料作成等）には、臨海

部広域斎場組合は無償で使用できることとする。

- ④ 提出書類は、審査にあたり複製する場合がある。
- ⑤ 臨海部広域斎場組合は、提出書類について必要に応じて臨海斎場ホームページ等での公表等を行う。
- ⑥ 本プロポーザルのため、臨海部広域斎場組合から受領した資料は、臨海部広域斎場組合の承諾なく目的外使用や公表することはできない。
- ⑦ 実際の火葬炉設備工事は、選定された技術提案内容により縛られるものではない。
- ⑧ 提出書類は、審査の公平・公正を期するために、選定・非選定に関わらず、公表することがある。
- ⑨ 公告後に提出書類等に変更があった場合は、速やかに対象となる参加者に通知するものとする。

(4) 提出書類作成及び提出等の費用

提出書類の作成、提出に関わる費用、ヒアリング等に係る実費等の費用は全て参加者の負担とする。

(5) 事業計画等の変更及び中止

- ① 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、臨海部広域斎場組合は、事業の計画及びスケジュールを変更または中止する場合がある。
- ② 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して臨海部広域斎場組合は、一切の責任を負わないものとする。

以上